

一般社団法人 日本環境教育学会 旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会（以下「本学会」という。）の理事・代議員等が、会務または本学会の活動のために移動する旅費の支給に関して、必要な事項を定めるものである。

(旅費の支給範囲)

第2条 旅費支給範囲は、以下に定めるところによる。

- (1) 理事会
- (2) 社員総会（臨時）
- (3) その他の会長が認めるもの

(旅費の計算)

第3条 旅費は、原則として所属する機関の住所を基点とし最も経済的かつ最短順路により計算する。ただし、業務の都合、または、天災・地震・交通事故、その他やむを得ない理由により順路により難いときは、この限りではない。

(旅費の基準)

第4条 旅費は、実費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会および社員総会（臨時）の旅費については、往復交通費の実費合計から 2,000 円を減じた金額を支給する（実費合計が 2,000 円以下の場合は支給しない）。

(その他)

第5条 旅費の支給に関して、その他必要な事項は理事会において審議する。

(規約の改訂)

第6条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2018年11月11日から施行する。